



VOL.59

トクちゃん新聞

12月号

税制改正の動きに
要注意です！



平成23年12月6日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>

● 消費税 税込？税別？

担当: 徳野

12月中旬に**平成24年度税制改正大綱が発表される予定**です。昨年の大綱で基礎控除の縮小について記載があった**相続税改正**は、東北大震災の影響で審議が棚上げになっていますが、**いずれ改正される**のだらうと思います。また、問題の**消費税**ですが、国民の中で、財源不足を解消するには消費税しかない、というムードが形成されつつあるのではないかと感じています。時期は別にして、**いずれ税率はあがるでしょう**。テナントの賃貸借契約等、**長期にわたる契約で消費税を「税込」が「税別」で契約している**ので、税率変更の際の支払額や入金額に違いが出るのではないかと感じています。今後の契約ではご注意ください。また、税込経理していますと税率があがった際には売上等の数字も増えてしまいますので、税率があがる前から税抜経理に変更する方が、過年度比較は正確に出来ることとなりますので、この際ご検討いただければと思います。



先日観た「マネーボール」

● 初体験

今年初体験！というものはいくつかあります。**ノ一残業デーの水曜**に通っていたテニスを土曜の朝8時に変えたことで、水曜夜に「ぽっ」と時間が空くことがあります。そんな日に大阪ステーションシティにある**映画館で映画**を観ました。あるいは、事務所近くの**繁盛亭で落語**を聴いてみたり、なんてことも今年初体験でした。「仕事用の頭」を切り替えるのに、映画や落語は結構いい感じですよ！来年もいろいろ初体験をしてみたいと思っています。

◆ 税務情報

担当: 福田

11/24に衆議院で修正議決された**平成23年度税制改正法案**と復興財源確保法案は11/30の参議院で**可決、成立しました**。野田首相は12/1の記者会見で年内に消費増税と社会保障の一体改革について素案をとりまとめ、素案には消費税の税率や増税時期を明示するという意向を示しています。12月中の動向が注目されます。



平成23年度税制改正法案

相続税、所得税について見送り

- ・相続税 基礎控除の縮小、死亡保険金の非課税枠引き下げ
- ・所得税 役員退職所得1/2課税の見直し 役員給与の給与所得控除額の縮小 など

法人税の改正内容については平成24年4月からの適用

- ・法人税 実効税率5%引き下げ 中小法人の欠損金繰越期間が7年から9年に延長 など

復興財源確保法案

- ・所得税 平成25年から25年間 所得税2.1%を上乗せ
- ・住民税 平成26年6月度より10年間 均等割の金額を年額1,000円上乗せ
- ・法人税 平成24年から3年間 法人税の10% (実効税率で約2.4%)を※上乗せ



※法人税の実効税率は5%の減税と2.4%の増税が同時に行われますので、平成24年からの3年間は約2.6%の減税になります。3年経過後から5%の減税になる予定です。

◆ 書籍紹介

【仕事ができる社員、できない社員】(Part II)

今回は整理がうまい人、へたな人について紹介します。

とにかく、机の上を見るだけで、仕事ができる社員かどうか分かるそうです。

机の上が整理されている人は、一つのことに集中できる人です。心に余裕があり、精神的に追い込まれることがほとんどありません。何事があっても、順番に一つずつ片づけていけばいいと知っています。頭の中がきちんと整理できているので、心も安定しています。必然、集中力も高まりますから、仕事も問題なくこなせます。

机が散らかっている人は、そもそも仕事を片付ける順番が決まっていません。あちこちに気が散ってしまい、注意力が散漫になります。時間的に追い込まれている感覚がずっとつきまとい、当然仕事への集中力も維持できません。

机の上が整理されているという単にそれだけのことで、**すべてが良い方向へ進む**そうです。

自分の机が散らかっていると、その机は、整理されていない自分の頭の中をさらけ出しているようなものだと著者は書いておられ、その箇所を読んで私もどきどきしました。心当たりの方は是非とも実行してください。

著書: 吉越 浩一郎 発行所: 三笠書房

担当: 杉山



◆税務スケジュール <12月>

12月12日(月)

- ・11月分 源泉所得税の納付
- ・11月分 住民税の納付(特別徴収)
- ・6~11月分 住民税の納付(納期の特例)

12月26日(月)

- ・固定資産税 第3期分納付(大阪市の場合)
- ※自治体により納期限が異なります。

1月4日(水)

- ・10月決算法人 確定申告
- ・4月決算法人 中間(予定)申告

年末調整の資料
まだお手元にある場合は、早急
にご送付ください!



担当: 岡村



◆Excel2010 新機能ご紹介 <スパークライン>

担当: 岡村

Excel 2010で追加された機能がいろいろとあるようですが、簡単にセル内にグラフを表示させる方法をご紹介します。
たとえば、下図のように月別の商品売上金額をエクセルにまとめている場合、Eの列に表示されるものが「スパークライン」です。

	A	B	C	D	E
		10月	11月	12月	↑スパークラインです
1					
2	りんご	150	200	180	
3	みかん	80	160	200	
4	ばなな	180	80	100	

一つのセルの中に、月別の推移をグラフ化するものです。

ちょっとしたグラフですが、数字だけの表よりも
わかりやすい資料となります。

サンプルでは、折れ線グラフを利用しましたが、
棒グラフでも表示させることができます。
簡単にできますので、ぜひ試してみてください。



◆個人が支払った寄付金の控除

確定申告で寄付金控除しよう!

寄付金控除とは、公的機関や地方公共団体、政治団体にお金を寄付したときに認められる控除です。この寄付金は、特定寄付金と呼ばれています。ただし、どんな寄付金であってもこの控除の対象になるわけではなく、宗教団体への寄付金や、学校への入学金の寄付などは、認められていません。

●寄付金控除の対象となる特定寄付金は、以下のようなものがあります。

- ①国または地方公共団体への寄付金
- ②公益法人などに対するもので財務大臣が指定した寄付金
- ③共同募金会、日本赤十字社、日本育英会、など特定の公益法人に対する寄付金
- ④学校法人、専修学校等の設置を主たる目的とする寄付金
- ⑤社会福祉法人に対する寄付金
- ⑥政党、政治団体等に対する寄付金で一定のもの
- ⑦国税庁長官の認定を受けたNPO法人への寄付金で一定のもの、等

●寄付金控除の控除額の計算方法

その年に支出した特定寄付金の合計額(その年の総所得金額等の40%を限度) - 2千円 = 寄付金控除額

上記⑥、⑦の団体等への寄付金については一定の方法で算出した政党等寄付金特別控除額の税額控除と、一定の方法で算出した額の所得控除の有利な方を選択することができます。

又、東日本大震災に係る義援金等で上記団体等への寄付金で一定の要件を満たすものは、特定震災指定寄付金特別控除額の税額控除と一定の方法で算出した額の所得控除か、有利な方を選択することができます。

●寄付金控除の手続き

自営業者、会社員にかかわらず控除を受ける場合は、確定申告が必要です。

確定申告書に必要事項を記入して、領収書及び一定の寄付を証明できる書類等を申告書に添付する必要があります。

寄付金控除受けられるかも? とお心当たりのある方は、弊社又は担当者までお気軽にお問い合わせご相談ください。

担当: 池田



◆スタッフより

担当: 池田

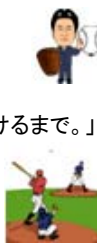


今年もアツと言う間に一月足らずとなりました。
所属しているソフトボールリーグの今年度納会も終了いたしました。
今期成績は4勝3敗1分、Bクラス、9チーム中、4位。
3敗の中にはメンバーが足りずに不戦敗となった2試合があるのでまああの成績だと思っています。

この3年ぐらいいはメンバーの仕事が特に変則的になり日曜日の試合にも影響するようになりメンバー集めも大変になって参りました。
チームでは監督をさせていただいており、試合にはでないのですが人手不足の時はどこでも守らしてもらってます。
好きなポジションはセンター、セカンド、キャッチャー。
苦手は、速い打球の飛んでくるサード(逃げる事ができません)。
最も好きな場所はベンチ。

このチームに入って約25年ほどになります。
友人から「いつまでするの?」とよく聞かれます。
「ベンチから守備位置まで介護なしでひとり歩いていけるまで。」と答えております。

来期、若手新メンバー参加してもらえる予定です。
来期はAクラス入り目指してがんばります。



◆税務クイズ

担当: 赤松



1. まだ記憶に新しいいわゆる「武富士事件」。
武富士の創業者から長男への株の贈与について贈与税がかかるかどうかの争い。結局、平成23年2月18日最高裁で武富士創業者の長男が全面勝訴し、贈与税として追徴課税された2000億円が還付されました。裁判のポイントとなったのは?
A. 住所 B. 国籍 C. 勤務地
2. 平成16年自民党柴山議員が極論として持ち出したことで議論を巻き起こした「独身税」。実際に導入していたことのある国は?
A. 中国 B. シンガポール C. ブルガリア

1. A. 住所

ポイントとなったのは、住所が日本か香港かということでした。当時の税制では、香港に住所があれば課税できなかったのです。結局、そのことについて確たる法がなく、民法の考え方を借りて「住所は客観的に見て実態のある場所」とする考え方にあてはめてみると、贈与前後の3分の2を香港で過ごしていたという実態がある以上贈与税はかからないという判決でした。裁判官の「違和感があるがやむを得ない」との言葉があり、明らかな租税回避と分かっても租税法主義の大原則がある以上やむを得ない結果となりました。

この事件を受け、平成12年に改正され、今は要件が厳しくなりました。

2. C. ブルガリア

1968~1989年ブルガリアで導入されていました。労働力人口の不足で、人口増大策として導入されたようですが、結果的に出生率は低下したため、廃止になったようです。